

広島県告示第百九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾生口港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年七月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年三月十二日

生口港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾生口港放置等禁止区域

1 荻港地区（その一・その二）

（一）区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町荻の国土地理院四等三角点「泊」（北緯三四度一五分四二秒六三七三、東経一三三度〇六分〇三秒七三四九、標高三四・九〇メートル

基点一 基準点から八六度一三分二五秒の方向一九九・四八メートルの点

基点二 基点一から五四度二分一七秒の方向五八七・一五メートルの点

2 荻港地区（その三）

（一）区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町荻の国土地理院四等三角点「泊」（北緯三四度一五分四二秒六三七三、東経一三三度〇六分〇三秒七三四九、標高三四・九〇メートル）

基点一 基準点から一七一度四分四五秒の方向一二七・四九メートルの点

基点二 基点一から二二二度四分七〇五秒の方向一九四・三六メートルの点

基点三 基点二から二九七度四分二七秒の方向一三三・五五メートルの点

基点四 基点三から三五五度四分三二秒の方向九八・二一メートルの点

基点五 基点四から九一度〇五分二八秒の方向八・六一メートルの点

3 荻港地区（その四）

（一）区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町荻の国土地理院四等三角点「泊」（北緯三四度一五分四二秒六三七三、東経一三三度〇六分〇三秒七三四九、標高三四・九〇メートル）

基点一 基準点から二四〇度二三分〇七秒の方向六〇七・四一メートルの点

二 基点二 基点一から二〇六度二六分五七秒の方向二五八・七四メートルの点
地方港湾生口港放置等禁止物件
漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物